

これまでのWG（第1回～第7回）における構成員の主な意見

区 分	主 な 意 見
1. ワーキンググループ全般に関すること	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 来年3月までにガイドラインを作るとなると、かなり具体的な作業になるが、これは全員で会議をやっていてもできるものではないので、どういう形で進めて行くのか。 ・ 次のステップは、具体的にどういうものを作っていくのかというモデルのイメージの共有。それは自治体の規模によってもかなり違いがあり、自治体の例を学びながら、具体的に幾つかのモデルについてイメージを共有することが必要。 ・ 在宅支援を強化していくためのリソースをどう作るか、ソーシャルワーク機能をどのように強化するかという観点に収れんするような形で具体的な意見を出したい。その後、なるべく早く、運営指針のたたき台を出し、それに基づいて具体的に議論をしていく。 <p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本日の議論を踏まえ、事務局において拠点の運営指針案のたたき台（案）を作成し、次回ワーキンググループで議論したい。 ・ ハイリスクという表現について、要支援との違いなど言葉を明確にすることが必要。 ・ コミュニティー・ソーシャルワークについて、要対協の調整機関の要素の中に含まれるのかもしれないが、言葉の整理が必要。 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガイドライン等の作成に当たり、まだ詰めなければいけない議論が多いため、正式なワーキンググループとは別に非公開のコアグループを作り、そこでもう少し詰めた議論を行いたい。
2. 市区町村が児童等に対する必要な支援を行うための拠点機能のあり方、推進方策	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者に対して、相談窓口の敷居を低くし、使える情報を提供することが必要。また、日常的で継続的な支援、学びの場づくり、具体的に使えるサービス・事業の提供・開発、訪問、同行など寄り添い型支援、困り感への気づきやケースへの対応、研修が必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・核となって支援できる拠点が重要。その支援の中身は、一方で、子どもの問題、親の問題などに関するアセスメントを適切にした上で、もう一方で、その地域の社会資源をソーシャルワークしながら、的確なアセスメント、見立てから介入プランを立て、そのプランの見直しを適宜やっていくようなコミュニティ・ソーシャルワークが基本になる。 ・社会資源を熟知していなければ、コミュニティ・ソーシャルワークはできない。拠点は、そのコミュニティ・ソーシャルワークを中心に行うべき。 ・一定の介入と支援、矛盾するような役割を身近な市民サービスで弁証法的にも統合していくことが期待されていて、それが拠点の整備につながるのではないか。 ・拠点機能については、各市町村で様々なサービス窓口があるが、その窓口の中からケースワーク機能を集中させるイメージで捉えてはどうか。虐待予防、虐待対応が中心になると思うが、そのためには、いろいろな社会資源をつなぐことも含め、在宅支援を中心としたケースワーク能力を高めていくことが必要。 ・拠点機能と要対協の調整機関との整理をどうするのか検討が必要。 ・拠点について、市区町村の支援業務を委託可能とした際に、市区町村が委託をする前提を考えることが必要であり、公的な事も含めて前提とするのであれば、委託する場合のガイドラインなどが必要。 ・（拠点のモデルとしている）子供家庭支援センターに関して、本 WG で東京都の説明があっても良い。 ・子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開は、必要と思う点と、要対協とかなり構成メンバーやネットワークが重なってくるため、その役割分担や連携、橋渡しをどのようにやっていくか、マニュアルなどに落とし込んだ方が良い。 ・何かあったときは市町村に通報する仕組みはできているが、窓口で好んで虐待や支援の相談をしてくる人は居ないため、予防してくれる場所というのにも必要。 ・0歳から18歳までが対象となる児童館が、虐待予防の拠点施設として考えていけるのではないか。 ・（拠点のモデルとしている）子供家庭支援センターでは、保護者が精神疾患もしくは疑いがあったり、DVやアルコール依存症の問題など、子どもの虐待とは非常に綿密につながっていて、家族を総体で見るというソーシャルワークが重要。 ・助けを必要としている親が、ここだったら居心地が良いので続けて行きたいと思うバリエーションや選択の余地を残し、親に寄り添う支援者が連携を図り、全体を眺めていくことを意識して関わり続けることが重要。 ・現場は、子育て世代包括支援センターと（拠点の関係について）非常に混乱しているため（関係性の）整理が必要。併せて、要対協の事務局（調整機関）についても整理しておいた方がよい。
	<p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点の名称については、市民が理解しやすい名称を検討すべき。 ・拠点は、新たな社会的養育という観点から市町村の役割を考えると、要保護に限定すべきではなく、すべての子ども・家庭を視野に入れることが必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待通告があつて保護できない子ども達を、保護の対象と考えるのか、支援の対象と考えるのか住み分けが必要。 ・市民が相談に訪れやすくするため、相談室を設けるなど、ハード面の整備も必要。 ・子育て世代包括支援センターとの関係性の整理の他、児童養護施設や児童家庭支援センターなど既存の社会的養護の支援との関係も整理が必要。 ・ソーシャルワークとして市町村が機能するためには、社会資源である児童家庭支援センターや民間団体等との連携のあり方を示すことが必要。 ・一時預かり事業や、ファミリー・サポート・センター事業などでも、困難な家庭を把握しているため、そこに関わる者の育成機能も必要。 ・市役所内には、母子保健や精神保健、障害児支援など複数の窓口があるため、拠点が関係部署との中でどういった位置づけになるのか示すことが必要。 ・虐待通告があつて在宅支援となった時に、拠点にどういう形でつながっていくのか、一定の制度的な枠組みが必要。拠点につながることを担保しておくことが必要。 ・外部に委託しているものを含め、既存の事業をどれだけ整理して、拠点に包含できるか検討が必要。 ・顔の見える連携ということが大切であり、母子保健でやっているポピュレーションアプローチをベースに、そこからケアが必要な子ども等に対して関わりを持ち、切れ目なく子育て支援が重なってくイメージが大切。 ・支援対象者は、要保護、要支援レベルと絞り込んで集中的に支援を行うべき。 ・拠点と児童相談所の役割分担のマニュアルを作成し、共同でアセスメントを行うことが大事。 ・支援対象は、全ての子ども家庭とし、その中で虐待を受けた、あるいは虐待を受けたとされる子ども達の支援には、十分な力をもって対応していくことが必要。 ・親自身に自覚がない場合は、関係機関も関わりながら通告・相談にのることが必要。 ・市と児童相談所がどういった形で連携していくのか、施設からの対象児童をどのような形で支援に入っていくのかなど議論が必要。 ・拠点は、単にリソースが1つ増えたということにならないよう、ソフト事業として、しっかりとしたネットワークを構築することが必要。 ・既存の機関をコーディネートしながら、どの事業とどの事業を組み合わせる支援に結びつけたら良いのか、調整できる機関が必要。 ・今ある事業を最大限活かしながら、それを調整して包括的に支援に結びつけていくシステムの構築が必要となり、それにはコーディネーターが庁内の様々な部署の事業を把握できるかが重要。 ・専門性の高いサポートをするには、直営で担うのは難しい。民間の力を最大限活用しながら、連携することが必要。 ・民間だけの運営では、庁内のコーディネートなど様々な課題が生じるため、行政の中にも担当部署を作り、ケースワークを受け付ける担当者が必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理の場合、行政がどこまでやるかガイドラインのようなもので示すことが必要。 ・ 虐待対応は、危険な目に遭う場合があるが、それに対応できる保険がないため、職員のケア、保障が必要。 ・ ケースの情報も重要だが、関係機関においてキーパーソンを考えながらマネジメントしていくことが重要。 ・ 支援対象は、要支援児童、保護者といった個人ではなく、子ども家庭とし、関係性を含めたシステムとして考えなければならない。 ・ 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」における障害と高齢者と児童をどう考えるか、周りとの連携についても示すことが必要。 ・ ケースワークができるなど、相談を受けた後に動ける拠点にすることが必要。 ・ 委託できるとする部分について、全部なのか一部なのか示すことが必要。 ・ 支援対象については、要保護、要支援と定義で悩む話ではなく、どういう関わりなのか、緊急度なのかというところで議論するのではないか。 ・ 支援内容については、「調査を行う」とか「情報を受ける」など、少し強めの言い方が必要。 ・ 類型について、要対協と保健所のシステムを分けるのであれば、橋渡しについて示すことが必要。 ・ 敷居を低くして、結局何もやれなかったとならないよう、ファーストアクセス、フォローの重要性というところでは、力のあるケースワーカーを配置して、柔軟に対応しなければならない旨を示すことが必要。 ・ どういうリスク、兆候があれば要支援児童として把握して上げていくのが重要。 ・ 広場などを利用した全ての子育て家庭を網羅的に見るやり方と、専門機関として他の機関からの相談でつながるやり方など、自治体に応じてその機能を付ければ良いと思うが、全体の子育て家庭との連携が上手くできていないところもあるため、もう少し幅広い形で対応していかなくてはならない。 ・ このガイドラインは、運営のガイドラインであるため、どうやってアセスメントするのかなどを示す教科書が別途必要。
	<p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口区分で3類型を作る場合も、各県の地理的状況や道路・鉄道事情など実情に合わせて県が整理し、国が監督することが妥当。 ・ 拠点の区割りには、基幹病院や保健所の設置が含まれた二次医療圏の考え方を反映した方が、市区町村の既存の事業区分にもそうし、住民に優しいシステムになる。 ・ 支援対象は、児童虐待に特化せずに、医療的ケアの必要な子ども、身体障害、経済的困難など、困りのある家族ごとに把握し、必要な支援を提供することで、子どものウエル・ビーイングに焦点を当てた真のケアシステムが構築される。 ・ 運営指針のたたき台について、拠点が全ての支援を担うような内容に感じる。要保護児童対策地域協議会や関係機関と連携して支援を行うことについて記載が必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援計画の作成について、拠点が支援計画を作るのではなく、関係機関とともに個別会議を開催し、情報を共有し見立てを行いながら作成することについて記載が必要。 ・ 支援及び指導について、関係機関とともに役割分担をすることが必要。また、サービスの提供は拠点が行うのではなく、関係機関と協議し、調整をした上で提供を行うことについて記載が必要。 ・ 関係機関との連携・共同について、実務者会議において調整機関のリーダーが進行支援に責任を持っていることの記載が必要。 ・ 支援計画については、関係機関が共通の目標を立て、当面の課題を持ち、役割を分担し取り組む。またフィードバックをしながら、目標に向けて支援を共同で行うことが必要。 ・ 相談から必要であれば支援が届くという仕組みが必要であり、モデルとして、子育て世代包括支援センターと、地域子ども家庭支援拠点、要保護児童対策協議会拠点（仮称）という形で担うということが考えられる。 ・ 支援対象は、要支援児童、要保護児童、特定妊婦及びその家庭として、具体的には各市町村の実情に委ねるのが適当と考える。（付記するならば、「広く全ての子ども・家庭を視野に入れながら、その必要度に応じて必要な支援を拠点として行っていく。」とするか。） ・ 支援対象を、要支援児童、要保護児童、特定妊婦及びその家庭とした場合、要保護児童対策地域協議会の支援対象と重なるため、整理が必要。 ・ 支援内容は、改正児童福祉法第10条の2の順番（実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援）に沿って整理した方が良い。 ・ 個別ケースの相談対応については、虐待防止法に基づく虐待通告、児童福祉法に基づく要保護児童の通告、改正児童福祉法に基づく要支援児童等に対する情報提供の受理を盛り込むべき。 ・ 児童相談所からの委託を受けて行う支援内容については、個別ケースの対応の相談、調査、指導の中につけ加えるか、最後に別途「6」として追記するか。 ・ その他必要な支援として、非行相談はどうするか。非行相談も、要保護児童又は要支援児童に含まれるため支援対象となると思うが、養育里親支援等も含めてどこまで対応するのかについては、市町村の実情に委ねるのが適当。 ・ 類型は、何万人から何万人という形で幅を持たせて記載した方が分かりやすい。 ・ 他の社会資源等との関係性については、拠点の機能として最低限ははっきりさせておくべきことのみを記載し、その他については、市町村の実情に委ねても構わないとし、書き分けが必要。 ・ 指針の冒頭に、作成目的・趣旨などを記載することで、指針の位置づけが分かりやすくなる。 ・ 総務省の調査結果で分かるように、児童相談所と市町村の役割分担については、児童福祉司と市区町村職員では溝があり、連携して効果的に拠点を運営をすることに対して懸念がある。 ・ 要保護児童対策地域協議会についても、児童福祉司と市区町村職員では、意識にずれがあり上手く連携できていない部分がある。拠点を中心として連携していくことが必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童福祉司指導は、都道府県毎にバラツキがある中で、拠点が児童福祉司指導の委託に対して、どのように対応すべきか記載することが必要か疑問。地域の実情や、都道府県ごとの考え方や対応も必要。 ・ 児童相談所も、児童福祉司指導の対応に差があるため、都道府県レベルでの整理も必要。 ・ 支援対象については、何故拠点を作らなければならないのかということを確認にすることが必要。要保護児童、要支援児童、特定妊婦等を支援の対象として考えなければ、何のために拠点をつくるのか疑問。 ・ 拠点と子育て世代包括支援センターを分けて考えることが必要。 ・ 要保護児童対策地域協議会をどのように市町村の中で機能させていくかが重要。基本的には、拠点の中で要保護児童対策地域協議会を持つことを原則に考えるのが現実的。 ・ 市町村における虐待対応担当窓口職員の経験年数や専門資格については、例えば、少なくとも業務経験年数6か月未満の割合が10%などといった数値目標が必要。 ・ 実施主体について、社会福祉法人等へ委託する場合は、法人の構成員の資格や経験年数などの基準を示すことが必要。 ・ 支援対象は、定義論に拘泥すべきではなく、緊急なのか、重大なのかが重要。 ・ 支援内容は、指針のようにもう少し詳細に定めるべき。支援の前提として集めるべき調査事項の記載も必要。 ・ 市町村指導は、初めての制度のため、責任の権限の所在などある程度明確にする意味でかき分けが必要。 ・ 類型において、1人が担当する事件数の目安が必要。 ・ 市町村が子ども家庭支援を担う、支援の中心は市町村、それをやる拠点を設けるものであって、虐待対応だけをやるものではない。 ・ 拠点は虐待対応だけではなく全ての支援を行うものであるため、要保護児童対策地域協議会に上げるケースは、関係機関が集まって、対応が必要なケースをピックアップしないとやっていけなくなる。 ・ 虐待か否かにこだわるのではなく、緊急性のあるケースや困難なケースを要保護児童対策地域協会の中で取り組んで、その中で支援方策を進めて行く拠点であるべき。 ・ 要保護児童対策地域協議会と拠点の支援対象の重なりをどのように整理するのか。 ・ 拠点は、進行管理の対象としては広いが、支援を直接担う部分は少ないという括りもあるため、要保護児童対策地域協議会との関係について整理が必要。 ・ ポピュレーションアプローチが必要ということ、心配な子どもにはしっかり関わること、本当に危ない子どもは児童相談所がしっかり関わることについては合意されている。拠点がどこを担うものなのか整理が必要。 ・ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」では、市町村の拠点が包含する形で検討していたが、法律になって、ポピュレーションアプローチが外へ出たイメージになってしまった。 ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関にしても、子ども家庭支援の拠点としても重要なのは、責任を持つこと。 ・ 「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」では、市町村が責任を持てる体制、地域をベースにしたソーシャルワーク機能を持つ事が大事という議論が根っこにあった。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会や関係機関との連携について記載が足りない。共同の仕組みをどのように制度化するか、その中で市町村の責任をどのように位置づけるかが大事。 ・ 要保護児童対策地域協議会の支援機能は、市町村毎に温度差があり、必要な支援ができていない。その支援の仕組みとして養育支援や家事援助まで含めて、市町村が総合的に行うための拠点。 ・ 今ある現状の要保護児童対策地域協議会を大事にする。母子保健側と要保護児童対策地域協議会側に1人ずつコーディネーター役をつくり連携して対応する。また、学校コーディネートするためのコーディネーターを1人つくり連携するイメージが良い。 ・ 要保護児童対策地域協議会は大事だが、個別対応に追われてしまい、マネジメント機能が弱い。そういう意味で支援の拠点の整備するものと理解している。 ・ 市町村が今までやってきた母子保健や子育て支援を適切に行い、ポピュレーションとして安心して子育てができるように、子どもが守られるようにという仕組みを作り、尚且つ、心配な子どもについては拠点という言い方で調整機能をやっていくものと理解している。 ・ 即座に児童相談所で措置になるような重度のケースの場合は、要保護児童対策地域協議会に出てこない場合がある。先々帰ってくることを考えると、市町村がそういった重度のケースについても把握することが必要。 ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関としての役割は、拠点の中の一部。 ・ 関係機関との連携について、拠点ができた時に、1つの物ができてばらばらになるというより、それを統合して共同で対応できる仕組み、機能にすることが大事。 ・ 市町村と児童相談所の連携は、温度差があり非常に難しい。児童相談所との連携は、大変重要なテーマであり、拠点の指針の中の記載が必要。 ・ 連携を強化しましょうではなく、何をすることが連携なのか具体的に書かなければならない。 ・ 市町村をベースとして、要保護児童対策地域協議会の機能との関係、児童相談所との関係をどうするか整理が必要。
	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点の目的に偏りがある。改正児童福祉法第3条及び第10条を踏まえ、そのための拠点であることを明確にすべき。 ・ ポピュレーションからハイリスク、全ての子ども家庭の支援といった拠点の目的を明確にすべき。 ・ 市町村が担う役割は、ポピュレーションからハイリスクまでで納得するが、市町村の担う役割の全部を支援拠点が担うわけではない。支援拠点の位置づけは、よりハイリスクの部分を担当するのはないか。そうでなければ、巨大な組織になり過ぎてしまう。 ・ 法律には、市町村は実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援を行うための拠点の整備をしなければいけないと書かれているため、これだけのことを担う拠点ということを確認にすべき。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・大きな枠組みをしっかりと市町村の中に位置づけ、市町村は全ての家庭に対しての養育を保障する責任があるのだということを打ち出していきたい。 ・行政は、様々な法令の中で動いているが、それが有機的につながっていない。それぞれがばらばらで動くことを防ぐ必要がある。 ・既に幾つもの機関がありながら、新しい支援拠点を作ることはイメージができない。ポピュレーションアプローチ、要保護児童対策地域協議会、子育て世代包括支援センターなどを含め、全体を支援拠点というのであれば良いのかもしれない。 ・拠点は、これまでのシステムに付加するものではなく、全てを包含するような支援拠点として考えるべき。 ・市区町村が何をやるべきか具体論を詰めなければいけない場合に、ポピュレーションで全てというように、抽象論的に目的を書けば良いというものではない。具体論の中がどれくらい変わってくるのか。どうやって有限な資源を配分しようかというところも考えなければいけない。 ・大きな枠組みの中で制度を変えようという動きだということを理解した上で、今までなかったものを構想していくことが必要。これから長い時間をかけて、具体論を形成していくという作業を続けていかなければならない。 ・趣旨、目的の最初が虐待相談から入ってしまっているのは問題。新しい市町村にあったシステムが作られていく中で、趣旨、目的は非常に重要。 ・理念を施策に移していくには段階があり、行政は計画に基づいて動くため、計画がなければ理念を実現していくのは難しい。 ・理念としてはすべての子ども家庭とするが、母子保健や保育で既に対応しているので、そこに適切につないでいくことと、もう少し要支援など手薄なところを載せていくイメージではないか。 ・拠点は、支援だけを担うものではないが、なぜ支援対象なのか。 ・対象について、具体的に支援をしているところでは、要支援と言っても良い。ただし、全体に対しポピュレーションアプローチが行われていて、問題があればハイリスクとみなして対応することを考えた場合の対象はもっと広がる。 ・ポピュレーションから要保護まで全体を含めたところが支援拠点の機能とし、子ども全体の支援を考えていく場所ということ意識し、イメージ化したほうが良い。 ・母子保健は各市町村の大きな核となるため、拠点の中でも上手く運用していきたい。 ・児童福祉法で拠点と書いてはあるが、そこにどう名前をつけるかはまた別の問題がある。 ・家庭で子育てを行い、孤立し虐待に至るケースなどを把握することがまさに拠点の任務。その中から、支援対象をピックアップして実際の支援を行うのも拠点。そういうイメージで考えられないか。 ・目的は法改正を反映し、全ての子どもをとということで合意。 ・市町村が行っている各種サービスの全てをつなぐところと、もう少し要支援のところ支援機能も持つということで合意。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点という場所を1つ作り、そこでいろいろな支援を行うというよりは、要支援への支援を手厚くする。また情報をきちっと把握して、様々なリソースを有機的につないでいく機能をあわせ持つことで合意。 ・支援内容が全て「要支援、要保護児童に関し」となっていることは問題。例えば実情の把握は、要支援、要保護児童だけについて実情を把握するものではない。 ・支援対象は全ての子ども家庭となるのか。その場合、相談に入ってこないものも全てが対象となると、どのように具体化できるのかイメージができない。 ・実施主体について、市町村が認めた社会福祉法人等に運営の一部を委託するとあるが、業務の一部を委託するものであって、運営そのものを委託するものではない。 ・機能があれば拠点となるのか、施設や部署を作って拠点とするのか整理が難しい。 ・市町村全体で行えば良いというものではなく、部門であり、部署であり、特別にきちんと場所があった方が良い。 ・拠点と言えるためには、場所、施設等のスペースの独立性と、組織の独立性、名称がそれにふさわしいものが必要。 ・名称について、何かインパクトのある名前を仮称でもつけて説明していかないと分かりにくい。 ・自治体の中の既存の機構を統合し集中して管理するところと、具体的な支援機能を持つところをセットで考えることが必要。具体的な支援機能は、自治体で行っている様々な施策が有機的につながるようにかさをかける。 ・拠点は、スクリーニングをするものではなく、支援を行って養育の負担を減らすためのもの。そういう意味では、対象は地域に住んでいる子育て世帯全てが対象となる。 ・職員配置は、こういうサービスを行うためには、何人ぐらいの職員が必要になる。という議論が必要。 ・ポピュレーションアプローチといった場合に、具体的にどのように書き込まれるのかが分からない。 ・拠点は、関係機関と連携しながら情報を集約し、ニーズがある、あるいはリスクがある家庭を積極的に把握し、要支援の程度に応じて支援を行う。 ・市町村は全ての子どもを対象に支援をしていかなければいけないことを明記すべき。いつの間にか、要支援、要保護に特化した組織作りになってしまうことが懸念される。 ・全ての子どもたちの中でも、特定妊婦、要支援、要保護といった手の届きにくい子どもたちをしっかりと支援の中に入れていく。今までは家庭児童相談室がやっていたようなところを、職員配置も含めしっかり作っていくものとする。 ・市町村と児童相談所は分担・連携を図りつつとあるが、基本的に常に協働して行うということが一番大事。 ・情報共有の観点から、児童相談所と支援拠点、市町村を結ぶ情報ネットワークシステムの構築が必要。 ・支援拠点は、市町村管内の全ての子ども家庭を把握して、適切な支援をやっていく中心になることを記載することが必要。 ・自治体が違う中で、同じ連携をするといっても、システムをつなぐとなるとかなりハードルが高くなる。 ・全体的に「必要に応じ」、「必要な」ではなく、具体例を1つ入れることが必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・組織の意思決定について、例えば市区町村であれば保育所や保健所とトップが同じため、最終的な意思決定は1つになるが、東京都と23区でいえば、当然意思決定が異なり、それをどう埋めるのかがポイント。 ・調整機関の中でも、調整的な役割と、相談員の役割がしっかりと意識されることが必要。また、職員配置について考える時に、人口が1万から17万とすると、大きすぎてイメージが難しい。 ・村と町は、福祉事務所もなく、行政の仕組みも異なるため、もう少し違う方法があるのではないか。 ・町村から大きな市に委託できるとしても良いのではないか。 ・人口規模について、大体5万～8万ぐらいが割と良い具合の都市。その単位でのどういう形で組み合わせていけるかという考えもある。 ・人口3万人、5万人程度の市が大多数のため、小規模型はもう少し細分化が必要。また、大規模型の場合は、拠点が1つとは限らないため、分散設置もあると考える。 ・人口だけではなくて、広さや分散配置など、地域の実情に合わせて色々なモデル類型を提示していくことが必要。 ・人口に対する基準は必要。子ども9,000人に1人をイメージしている等記載すれば良いのではないか。 ・ローテーションで非常勤職員だけで虐待対応の意思決定を行うという話があるため、常にいる人間が何人なのかという指標が必要。 ・常勤、非常勤よりも、専従、専任というような書き方が必要。 ・書きぶりが都道府県、市町村という枠組みになっているため、ソーシャルワークという観点で機能するには、対等な関係という言葉に記載すべき。 ・政令指定都市と市町村を横並びで考えてしまうと、政令指定都市でも拠点が1か所でも良いのかという話になってしまうため、政令指定都市の場合の考え方についての議論が必要。 ・支援計画の作成について、保護者や子どもの意見や参加ということを視野に入れることが必要。 ・市区町村では、非行相談、養育、里親支援は行ってきていないため、児童相談所を含めて、経験やノウハウを蓄積している機関が積極的に支援拠点に情報提供することや、研修を含めた経験の伝授をしていくことの記載が必要。
	<p><第5回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての子ども家庭を支援したという意味は、虐待の予防なのだということを明確にし、そういう脈絡の表現を全体にしておく必要がある。 ・対象のところで、「重点的に行う」というと、この中で重点がここになってしまう。今の市町村の少し弱いところを「強化」するという考え方の方が良い。 ・コミュニティー・ソーシャルワークなどの用語を使う際に、用語の定義をどこかに書いた方が良い。 ・ソーシャルワークという単語が日本の子育て環境の中でなじむのか。市町村で業務を行う際には、相談援助とか相談支援といった単語を使うのが標準的。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助、相談支援となると、相談者との一対一の関係しか見ていないようになってしまう。ソーシャルワークとしてシステムを動かしていくという感覚が必要。ソーシャルワークという単語を広めた方が良い。 ・保健の分野では、コミュニティー・ソーシャルワークというよりは、ソーシャル・キャピタルという用語がなじんでいる。保健の分野だけではなく、教育や経済分野でも理解されやすい表現。 ・拠点は、何を担う拠点なのか、機能という意味なのか。市町村が見たときに、これは何をすれば良いのか不明。幅広になり過ぎている気がする。 ・利用者支援事業は、要保護家庭から一般家庭まで網羅するような形で位置づけを描いており、そこでの整理も見えたと分かりやすい。 ・子育て世代包括支援センターも、場所の名称ではなくて、機能、仕組みの名称と言われているので、そこでの整理も必要。 ・市町村の責任を果たすための拠点。確かに機能だが、場所がなければ責任を果たせないのであれば場所も必要。 ・一つの機関で担うのか、幾つかに分かれるのか、または委託という形で出すのかは、それぞれの自治体が考えれば良い話。ここで機能や、やるべきことを打ち出しているのだから、現場として混乱はないと考える。 ・1の(4)の「子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会との関係整理」というところを、「子育て世代包括支援センターや要保護児童対策地域協議会・要保護児童対策調整機関との関係整理」とした方が分かりやすい。 ・対象はもう少し明確にして、「区域内の全ての子ども」とした方が分かりやすい。 ・実施主体について、「ただし、市区町村が認めた社会福祉法人等」とされているが、この「等」はどこまでを含むと考えるか。営利企業は想定していないと考えるがどうか。 ・例えば社会福祉法人というように限定することである程度の担保もできるが、縛りにもなる。社会福祉法人で良いと思うが、限定するのもどうなのかと思う。 ・ガイドラインなどで、守秘義務をどう担保していくのか、どう相手と取り交わしていくかということが書かれれば、ここでは少し広がりを持って良い。 ・家事援助などの部分的なところで、営利企業が入ってきてもおかしくもない。あまり狭めない方が良い。 ・予算の問題で、プロポーザルとか競合していくときには安くあげるということを避けなければならない。どこがやるかというよりも、非常に公的な意味合いの高い仕事のため、その辺をどのように担保するかという方に重点を置いた方が良い。 ・業務の一部を委託する時に、例えば職員をどこかの団体から派遣してもらい、相談業務に特化した支援員を置くことで、同一の相談員がずっと関わることができる。人材については柔軟な活用ができるようになる。 ・個人情報扱っているのだから、その担保が必要になるなど、そのチェックがされない場合には委託はできないということを記載した方が良い。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・「情報管理、家族アセスメントに必要な情報が柔軟な提供されるように保障されること」や「責任の所在、情報管理体制についての担保」といったことの記載が必要。 ・「重点的に行う」ではなく、「強化を図る」とした方が良い。 ・実情の把握については、「市区町村内に所在するすべての子ども」というように、管内の子ども全てを網羅的に把握するという趣旨を加えた方が良い。 ・「把握を行う」の前に「常に継続的」という文言を入れ、管内にいる子どもを網羅的に、かつ時間的にも継続的に把握するという事で、補強的な文言にした方が良い。 ・「③相談対応」について、新たに加わった児童相談所からの送致を受理して行う対応も、記載が必要。 ・「④総合調整」は、支援を実際に行いつつ調整をしていくということから「支援を行うとともに」と入れてはどうか。 ・市町村に通告があった場合に、安全確認をしなければいけないため、記載した方が良い。 ・危機対応をしなければいけないかどうかを判断して、必要に応じて、児童相談所に送致も考えなければならない。その上で、今度は調査やアセスメントに入る。 ・あくまでも児童福祉司指導の措置をとるのは児童相談所のため、そこは明確にしなければいけない。例として、支援を受け入れられないような保護者に対して、児童相談所が行政処分として児童福祉司指導の措置をかけ、そして市町村が支援に入るといった形で書いたらどうか。 ・「実情の把握」の「保育所、幼稚園等に在籍していない乳幼児を含む」という言い方が、乳幼児に特化されたようなイメージを持たれてしまう。10代後半の要保護、要支援児童も含まれるような記載が必要。 ・母子保健事業とのつながり、子育て世代包括支援センターとのつながりが非常にクローズアップされており、10代後半の支援に比べ特化されている。 ・学校教育や保育との関わりで見えてくることも、同じようなトーンで書き込む方が良い。特に不登校や中退学を含んで。 ・子ども家庭支援全般に関わる業務の下に、もう少し全体を見るという趣旨を入れ、その中で「実情の把握」「相談対応」「総合調整」を入れた方が良い。 ・地域での自立支援がとても重要。生まれたときから自立支援までの縦軸のことも、そういう支援の流れがあるということを書き加えた方が良い。 ・児童相談所からの送致については、「③相談対応」のところに置いて、危機対応のところにも重複して置いても良いのではないか。 ・指導委託については、行政処分の主体がどこなのかというところは明確にしてほしい。行政処分の主体は児童相談所なので、児童相談所がそれなりの資料を提示して説明をするという文言を、どこか入れていただきたい。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童相談所が措置解除や変更を行う前に、協議を行うことが必要。「前に」というところは絶対に落としてほしくない。 ・ 「支援を適切に受け入れられない親などに対して、児童相談所の措置という行政処分を背景に行われる支援である」という点は市町村にとって良い内容。また、支援を適切に受け入れられない親というのは介入の難しい親のため、そこも児童相談所の行政処分みたいな文言があると、市町村はより入りやすい。 ・ 児童相談所と市町村が一緒に取り組んで協働するときに、支援的な関わりをしながら、児童相談所がもう少し権限を持った形での強い関わりを行うというケースがあることを記載する。 ・ 上手く親が支援に乗らないときに、また児童相談所がちゃんと支援に乗るように言わなければいけない。また、その親に必要な介入と並行してやるというところを記載した方が良い。 ・ 児童福祉法の年齢を超えたところもカバーしていく、ちゃんとつないでいくということも含むという記載があった方が良い。 ・ 「④支援及び指導等」に、記録について「管理・保管する」と整理されているが、責任を持って市町村が情報管理しておくことを、一つの重要な機能として位置づける必要があるのではないか。 ・ 障害の問題をどう入れ込むか。障害も老人も子どもも一緒に見ていく方向にならざるを得ないため、周りとの関係も少し視野に入れながら記載した方が良い。 ・ 発達障害の長期フォローは文科省に移っており、特別支援連携協議会というものがある。また、障害者の施設推進協議会は高齢者まで入っており、その中に子ども部会ができて、子どもが参入している状況。そういったものとのすみ分けをきちんと見ていくことが必要。 ・ 大人とのサービスの関係や、障害児施策との関係をきちっとつけておくことが必要。 ・ その他必要な支援として、養子縁組の家庭へ支援を行うとされているが、具体的にはどういったことをイメージして書かれているのか。丁寧に書いた方が良い。 ・ その他必要な支援の「協議会の活用などにより」について、「活用（実務者会議や個別ケース検討会など）」ときっちりとした方が良い。 ・ 障害の相談については児童相談所から切り離していくイメージもあったと思うが、それをこの拠点が担うのか。障害相談について、将来的にどんな形になっていくのかを踏まえ、ここの中で少し触れた方が良い。 ・ 虐待対応専門員の上乗せ配置について、虐待の相談件数にするよりは、人口比か子どもの人数で最低何人とした方が良い。 ・ 虐待対応専門員という表現は、虐待に特化した支援拠点というイメージが強調される危険性があり、適切ではないと考える。虐待相談件数を基本にしてというよりも、子ども人口で割り振っていくという考え方の方が健全。 ・ 同じ人口でも虐待対応件数には大幅に差があるため、人口の中でちゃんと働けるようなマンパワーを確保しておくことが必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算や書類作成などの観点から事務職も必要となるため、記載が必要。 ・ これはミニマムであるということをどこかに明記していただきたい。 ・ 大規模型も様々な人口があるため、カテゴリー化するのではなく、人口比に何人というのをまず書き、その上でそれより少ないところに手当てをするという考えの方が良いのではないか。 ・ この基準で減らそうということにならないよう記載があれば、それで良い。 ・ 永久にこの体制ではなく、とりあえずナショナルミニマムとして、こういう体制を全部の市町村でとることが大事。 ・ 子どもの人数で原則は決める。それが最低ラインであり、さらに虐待対応件数分は足すということで合理性はある。 ・ ケースとして、相談員1人が100人を超える場合には、その100を上限にして、上乘せをすることも必要。 ・ 現状の人数を下回らないことが前提と書き込むということで、現状を少し強化するということが明確にすることができる。 ・ 子ども家庭支援員は、社会福祉士とか精神保健福祉士等は入れて良いのではないか。 ・ 「③庁内の関係部局との関係」で、部局の中に子育て支援や保育も入れていただきたい。 ・ 虐待対応専門員について、市町村における相談業務として、既に保健師など、幾つかの職種の者が対応している事実があることを加味して、もう一度議論が必要。 ・ 心理担当職員について、本当に全ての子ども家庭という中で、子どもや保護者の心理的側面からのケアとなると、すごく幅の広い業務に見える。 ・ 運営方法について、「子育て世代包括支援センターの機能と一体的に支援を実施する」とあるが、この一体的に支援を実施についてもう少し分かりやすく書くことが必要。 ・ 庁内の関係部局については、母子福祉も入れていただきたい。 ・ 心理担当支援員は、子ども家庭支援員の資格の中の一つにしても良いのではないか。 ・ 心理的な見立ては重要。こういう形で別に出すことで、補助金ももらえプラスになる。中に入れて見えなくするよりは、そういうのをよりやっていくという形で、別にした方が良い。 ・ 最終的な調整は座長、副座長に御一任いただきたい。
<p>3. 市区町村が虐待対応の具一体的な支援業務（要支援児童等の情報提供、児童相談所からの委託を受けての通所・在宅による指導措置等）を適切に行うために必要な支援方策（ガイドライ</p>	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要対協の調整機関に、児童相談所からの送致や、通所・在宅支援の委託、要支援児童の情報提供などにより、様々なケースが集約される一方、そのケースやリスクについての「るつぼ」と化してしまうところや、周囲からの万能感のような部分での調整機関としての負担感が危惧される。 ・ 要対協の調整機関には、ケースワークとして児童相談業務の専門性を高めることが必要。そのケースワークは、児童相談所、学校、警察などの様々な社会資源と家族との相互作用を受けて、どのように家族が自己変容していくのかの把握が必要。

区 分	主 な 意 見
<p>ン) や専門人材の養成及び確保方策</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市区町村が在宅支援機能を主に担い、児童相談所が分離保護機能を主に担う中で、市区町村の在宅支援こそが専門的な知識や技術を必要とし、2つの機能を持つ児童相談所と市区町村が一体的に機能して総合的な支援がなされることが重要。 ・市区町村と児童相談所の役割分担が強調・先行されすぎるとまずい点もあると考える。要対協の枠組みで他の機関も含めて、協働やケース共有、シェアするという視点・考え方が重要。 ・市区町村はいろいろ規模、力量があるため、それに応じて、今の段階で市区町村と児童相談所でどのレベルまで行うかを話し合っていくことが重要。それを受理から調査アセスメント、支援、進行管理、終結に至るまで、その段階ごとに細かく取り決めていくことが必要。 ・地域資源を最大限活用していくときのコーディネーターの力が大きく支援に作用するため、特に市町村で本格的なきめ細かな支援に取り組んでいくには、包括的な支援をコーディネートできるコーディネーターをどのように育成していくかがポイント。 ・児童相談所と市町村の役割は自ずと違うため、市町村はより身近な存在となつて、具体的な支援をしていくことを掘り下げる必要があり、どこの機関が専門性を持ちながら行うかが、市町村に課せられていると考える。 ・委託と事案の送致では、前の組織が作った見立てをそのまま受け継ぐのではなく、ケースの状況が変わるため、行政処分の効果や、現場での対応などもしっかり詰めておくことが必要。 ・地方では、児童相談所が近くに設置されていないため、連携が難しい。市町村窓口や関係機関が前面に立つと、その後の支援がやりづらくなるため、児童相談所が前面に立って、そのもとで市町村が動けるような仕組みができていけば、市町村も動きやすい。 ・措置決定のプロセスにおいて、市町村が見てきている現実が、児童相談所に伝わらなくなっている。本来であれば保護しなければいけなかった子どもたちがこぼれていっているということがあるため、しっかりと調査をするべき。 ・措置解除後の在宅養育支援ネットワークが必要。市区町村は児童相談所から書類を受ける前から、在宅養育に向けてのプランニングをしていかなければいけない。そのプランニングはどこが責任を持ってやっていくのか、その際に子どもを保護していた施設の情報はどのようにそのプランニングに活かされていくのかということも重要。
	<p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・どの程度を要支援児童というのかが難しい。市町村毎に異なるため、大まかな指標が必要。 ・一般と要支援の境目、要支援と要保護の境目をどう示すかによって、市町村の対象ケース、業務量が変わってくる。 ・要支援の段階で3段階くらいに分けて支援を行うようにした方が良い。 ・児童相談所が枠組みをつくって、支援そのものは市町村が行うという構造の中で、どのように具体的にやっていくのかの整理が必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人が集まる利用拠点に携わる人は、虐待の理解や地域の中の子育て相談サービスの構造を理解しておく必要があり、研修が必要。 ・在宅での通所指導などが、児童相談所から市区町村に委託をされてくる中で、10代後半の非行児童への在宅支援については、市町村として未知の領域であり、対応等を示すことが必要。 ・専門性を持つ職員の確保が難しくなっている。募集をかけても都市部には集まる傾向があり、市町村には集まらず担い手がいない。 ・狭い市町村というのは、広域で対応していくことを検討しなければならない。 ・助言者の講師の予算を確保し、専門性を担保することで、子ども家庭支援センターが成熟し、それから一緒に関わる子どもに関連するネットワークの関係機関がスキルアップしていくと考えている。 ・専門家の助言を必ず入れ、定点でも、長期的にもケースを評価できるという体制を持たせていくことで、専門性を担保できる。 ・専門職の確保の困難さが大きな課題。
	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市町村児童家庭相談援助指針」ではなく、「市町村子ども家庭支援指針」とすべき。 ・国及び県が、市町村を強化するためにこういった支援をできるのかということも議論する必要があるのではないかと。 ・都道府県と市町村の役割分担・連携の基本的考え方の中に、都道府県からの支援や児童相談所のバックアップを含めて、指針に記載しても良いのか。また、それは効力があるのか。 ・子どもの権利擁護機関（児童福祉審議会）への申し立てができるようになったが、児童相談所との関わりが非常に重要となる。 ・ここで抜き出したことだけをやれば良いものではないため、援助指針を見ながら改訂をしていったほうが早いのではないかと。援助指針をしっかりと検討することが必要。
	<p><第6回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所運営指針の内容をそのまま引用している「部分が多く、市町村の立場に立っている指針なのか疑問。 ・理念を共有した上で、市町村がやることを考え、その場に立った指針になっていくようにすることが必要。 ・市町村では、要支援のケースを多く持っているが、もう少し前の段階でできることがあるのではないかと。どのように子育て支援を行うかということにも繋がるため、この点について明確にすることが必要。 ・市町村は、通告先になっている以上、通告への対応も必要であり、また、日常的に来るような相談の場合に、どうやってその支援の中心に入っていかということも必要。 ・共通アセスメントシートについては、それぞれの自治体で県と市との関係性があるため、何も言わないのか。良いものをピックアップして示した方が良い。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・相談以上の危険性があれば、通告・介入となることから、併記することは矛盾しないと考える。 ・市町村は、通告があった場合に真っ先に動く必要があることから、相談や支援が後になってしまっている。市町村の役割については、子育て支援の観点があることを中心に捉えて、ガイドラインを考えていくことが重要。 ・都道府県によって、バラツキややり方の違いがあっても良いが、全体の方向性は明確に示すことが大事。 ・市町村、関係機関、児童相談所が連携して、一緒に関わっていくことが大事。どのように一緒に関わっていくということや、市町村も責任を持つことを明確にするための指針を出さなければいけない。 ・せっかくこれだけ指針があるのだから、それを变えるのではなく、周知していくべきではないか。 ・周知もしなければいけないが、読みやすくしなければならない。 ・第5章の「関連機関、地域協議会との連携」以降の各部署の説明は、独立させて付録のような形にすると、見やすくなる可能性がある。 ・期待している内容が記載されていない場合や、市町村によって捉え方が異なることがある。指針の内容を盛り込んだ共通のアセスメントシートを作ることが、市町村にとっては一番理解しやすい。 ・終結の考え方や、子どもが成人するまでの切れ目ない支援について、市区町村の中でどのように作っていくか示すことが必要。 ・標準化やレベルアップのためには、一定の共通事項を盛り込んだものを示しておくことが必要。困っている部分と、緊急に対応する部分と、どういった子どもにニーズがあるのか、共通する言葉ができると良い。 ・指針に書いてあることだけを行えば良いというものではなく、この指針を使ってどのように支援できるかということも考えていけるようなものになれば良い。 ・児童相談所の役割等についても視野に入れながら議論した方が良い。 ・ガイドラインは、児童相談所と市町村だけではなく、地域における関係機関で共有するべき。 ・第5章「関連機関、地域協議会との連携」は、関係機関が読むという意味では、独立させて付録とするよりも、本体と一緒に出していく方が良い。 ・子育て世代包括支援センターと支援拠点の関係は、しっかりと示すことが必要。 ・必ず書き込むべき重要事項と、後からでも記載できることなど、取舍選択が必要ではないか。 ・第2章第2節6「総合調整」の後ろに「終結」を設け、第2章第4節「関係機関との連絡調整」の中に、「転居先への通知」を設けたらどうか。 ・第2章第4節や第5章の「地域協議会」は、「地域の各種協議会」とした方が良い。 ・「地域の各種協議会」には、障害者総合支援法の自立支援協議会も記載した方が良い。 ・第5章第9節「知的障害者更生相談所、身体障害者更生相談所、障害児支援実地事業所及び発達障害者支援センターとの関係」は、法律用語と照らし合わせて確認した方が良い。 ・第5章第11節「里親、養子縁組家庭との関係」とあるが、養子縁組家庭と市町村がどのようにリンクするのか。「里親、養子縁組家庭への支援機関等との関係」とした方が分かり安い。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・養子縁組は、新しい家族ができることになるため、そういう家庭への支援という形が必要。 ・児童福祉法に養子縁組の支援が規定されたことから、支援対象とはなるが、養子縁組家庭への支援か関係機関への支援かを整理することが必要。 ・第3章「相談種別ごとの対応における留意事項」の第2節「育成相談」は、「性格行動相談」が抜けている。また、第2章第2節3「相談等への対応」との整合性を取りつつ、どのように整理するのか検討が必要。 ・第3章第5節「非行相談」の「不良行為相談」は、統計分類にもない。非行相談1本で括り、その中で細かく書くなど書き方を検討すべき。 ・相談種別自体が時代遅れになっており、それしか相談がないと思われると困るため、最後の第7章第3節「統計」の中で、各分類の概要を記載する程度で良いのではないか。 ・第1章第3節に「専門性」を加え、市町村の専門性はどういうところを目指すのか示す必要がある。 ・相談種別をどこに当てはめるか見誤ると、その後の対応も変わってしまう。相談種別ごとにアセスメントや、留意事項などを盛り込んだ方が良い。 ・非行の背景が虐待という時に、統計上どう分類するか悩む。なぜ非行したかを把握するためには、親がそういう状態だったということを知ることが重要であり、どこをポイントとして押さえるかが大事。 ・児童相談所を見ると、相談種別を決めたことによって動かなくなることもある。分類することのメリットと危険性をしっかりと書くことも必要。 ・要保護児童対策調整機関の専門職の到達目標があり、ここの記載への答えを指針の中に書かなければいけない。 ・市町村は、いろいろな相談を受けるが、経過の中で状況が変わることがあるため、各種相談種別毎の留意事項のよなものを作る必要はないのではないか。 ・相談種別がこれだけとなると誤解を生じるが、相互の相談種別が重なったり、裏に虐待が潜んだりすることに留意しなければいけないことなどを示すべき。また、特徴的な相談については、どのようなところにポイントを置いて対応すべきか示すべきではないか。 ・相談種別は、福祉行政報告例の基づくものになっており、そこが現場とかみ合わない。その辺りをどうするかというところが重要。 ・児童相談所では、相談種別を重要視している。主訴は何か、相談種別は何でとるかということは、非常に大きなウェイトを占めており、相談を概念分けする上で、非常に有効なツールの一つ。ただし、逆にそれ縛られてまざくなるということもあるが、より危険な方で相談種別を判断するという観点を持つようにしている。 ・統計は統計で、福祉行政報告例と比較するためにも合わせなければいけない。 ・親が問題と思っている点、相談者が問題と思っている主訴、子どもの状態、家族の状況等を押さえた上で、相談種別を判断するように記載すべき。 ・相談のあり方を書くのか、相談種別の付け方を事務的に書くのか、どちらかではないか。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・統計のためにやるのであれば、どう分類するのかを決めなければ意味がない。主訴で決めるのか、必要とされている支援で決めるのか、まずは虐待かどうかで判断するのか、それを提示しなければ統計の意味を持たない。 ・統計分類とは切り離れた方が良いのではないか。例えば不登校の場合、不登校相談にするか、虐待相談にするかは別として、不登校に関わる相談があった場合は、どういう点に留意するのかということを示すことが必要。 ・第2章第2節3「相談等への対応」において、積極的に通告として対応すること、その場合の留意事項が記載されており、それを受けて相談の分類が出てきても、流れとしては、相談の分類にとらわれた行動につながるわけではないのではないか。 ・分類によって使えるリソースの違いもあり、分類することが悪いことだとは思わないが、メリット、デメリットは考える必要がある。 ・統計を取る以上、こういう分類になっているが、この分類以外でも対応はしなければならないということを含めて記載することが必要。 ・「相談種別ごとの対応」という言い回しから入っているところに問題があるのではないか。 ・第5章「関係機関、地域協議会等との連携」について、社会的養護や、子ども虐待等の部分について、もう少し大括りした方が分かりやすいのではないか。 ・年齢に応じた対応が必要ではないか。また、自立支援についても記載があっても良いのではないか。 ・第4章第3節の指導措置の委託と送致は分けた方が良いのではないか。 ・居住実態の把握できない児童への対応について、示した方が良いのではないか。 ・第4章第3節「都道府県（児童相談所）の指導措置について委託を受けての対応及び送致への対応」については、かなりのボリュームの指導委託が出てくることを想定しているのか、いないのか。そういう議論も踏まえて、追記・修正する必要がある。 ・送致について、児童相談所は、市町村からの送致は受ける。児童相談所からの送致は、市町村の同意をもって受けるとしたほうが良い。 ・市町村の力が付けば、児童相談所と市町村で両側とも同意の下でとなると思うが、今の段階では、市町村から都道府県への送致は受け、児童相談所から市町村への送致は、話合いの下で行うこととした方が良いのではないか。 ・立証責任をどちらが負うか、裁判を行う際に明確にしなければならない。協議が整わなかった時はどうなのか、最後は同意で考えるなどを記載しなければ、結局市町村に落ちてしまう。 ・児童相談所だけの都合で委託するのではなくて、市町村が見て、児童相談所にある程度枠組みを作ってもらわないと支援が上手く入らないという事例は、児童相談所に送致し、27条1項2号をかけてもらって支援に入っていく必要がある。 ・児童相談所と市区町村だけではなく、市区町村の内部での関係部署間における、意見書の交換の方法などについて、具体的な記載があると良い。

区 分	主 な 意 見
	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1章第1節1の児童福祉法の理念について、保護から養育という流れが議論としてあったことを記載すべき。 ・第1章第2節1(4)の「死亡事例については、0歳児の割合が約6割強」とあるが、「何年度報告においては、0歳児の割合が約6割強」とした方が正確ではないか。 ・第1章第2節2(4)に「常に居場所であること」とあるが、居場所という表現については検討が必要。 ・コミュニティーを形成していく役割ということも記載した方が良いのではないか。 ・第2章は、市町村と、市区町村子ども家庭総合支援拠点を同一として考えるのか、別物として考えるのか整理が必要。 ・第2章第2節は、内容が重複したり、行ったり来たりしているため、再度整理が必要。 ・第2章第2節2の点線の中の内容については、相談・通告の受付からの流れが記載されているが、第3節の要約なのか、位置づけが不明。 ・第2章第2節2の下部は、1の前に持っていく、点線の囲みは、要支援・要保護の流れになるため、分かりやすく整理が必要。 ・第2章第2節3の市町村から児童相談所への送致について、児童相談所はそれを拒めない。児童相談所から市町村への送致は、市町村の同意がない限り強制できないとしてはどうか。 ・第2章第3節の警察からの通告については、「少年警察活動規則」との整合性が必要。 ・第2章第3節の身柄を伴う通告は、市町村業務ではなく、児童相談所の業務ではないか。 ・第2章第4節1「関係機関との連携の重要性」には、親支援の機関も入れた方が良いのではないか。 ・第2章第4節1(3)に「ケースマネジメントを行う必要があるが、どの機関がこれを行うのが常に明らかにしておく」とあるが、個別ケース検討会議など要保護児童対策地域協議会を利用して明らかにすることもあってはどうか。 ・第3章第1節「育成相談」の前に、相談種別にカテゴライズすることのメリット、デメリットや、相談種別を決定した後も状況によっては変化があることなどの考え方を記載すべき。 ・保護者の方に障害があり、養育困難に至っている相談も多いため、障害者施策についても記載すべき。またその活用についても記載が必要。 ・親をどのように見ていくかという記載がない。養育ができない親であることは確かだが、その背景にどういったことがあるのかを、誰がどのように見るか、またどのような支援を行うか記載が必要。 ・第3章第2節において、妊婦に対する保健相談の記載が細かく記載されているので、第2章の中でも触れた方が良いのではないか。 ・第3章第5節3「触法行為等相談」については、共犯の子どもも調べ、その結果、支援が必要と判断した場合は、程度の高いところから上げて評価し、その後下げていくという考えで見た方が良い。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・第4章について、送致と送致の間に指導措置委託の記載があるため、送致は送致で並べた方が良い。また、送致の考え方についても記載した方が良い。 ・指導委託については、どういった案件であれば活用できるのか、今回の改正されたメリットは何かという例示が必要。 ・社会福祉法人等に一部の業務を委託する場合に、自治体間の調整などはできないので、問題などに関しては市町村の責務として強めに記載していただきたい。 ・第4章第3節2(5)は、市町村に一定の裁量が認められているため、委託ではないのではないかと。 ・民間機関に委託する場合に、再委託を認めるか否かの記載が必要。 ・第5章第14節3「非行少年への対応」について、法務少年支援センターの活用も記載した方が良いのではないかと。 ・全体的に、14歳以上の子どもは警察や家庭裁判所へという書き方ではなく、家庭の問題にも目を配らす必要があることを記載した方が良い。 ・第7章第4節「検証」は、都道府県と市町村がそれぞれ行うのか、一緒に行うのか等の記載が必要。いずれにせよ、市町村も積極的に検証すべきということを記載した方が良い。 ・全体的に妊婦の関係が欠けている。例えば児童記録票はあるが、妊婦の記録はどうするのかなど、もう少し妊婦に焦点を当てた記載が必要。 ・特定妊婦は「等」としてまとめられているが、切れ目のない支援をしていくためには、特定妊婦という言葉を外出ししていただきたい。 ・特定妊婦については、退院前に地域での支援計画を立てるなどの記載が必要。 ・要保護児童対策地域協議会の調整機関でも、特定妊婦を見ていくことを再度記載することで、ネットワークで支援を行うということが認識されるのではないかと。 ・市町村における自立支援についても記載が必要。 ・ファミリーサポートセンター事業や一時預かり事業、また、それをコーディネートする利用者支援事業なども、保護者支援として記載した方が良いのではないかと。
<p>4. 要保護児童対策地域協議会の更なる活用等による関係機関の連携強化策</p>	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要対協は、関係機関としての点を線でつなぐ役割や、時系列としての点を線でつなぐ、そういった変化を見守っていくことが重要。 ・要対協では、対象年齢で切ってしまう支援ではなく、家庭で起きていることはすべて支援対象として対応ができるような、幅広い支援の組織づくりが今後の課題。 ・関係機関等による要対協の調査協力について、調査協力対象が拡大されたが、様々な機関に対して、どの程度指示ができるものなのか、マニュアルに記載することが必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査協力について、担当者だけが理解しているのではなく、組織の長を含めて、組織の中で徹底してもらうことが必要。また、マニュアルに記載して、法的根拠に基づいて関係機関が協力し、当事者として協力することが全国で周知されるようになれば良い。 ・ 現場での制度構築や特に運用がどれだけ大変なことなのか具体的に考えることが必要。やる気がある自治体は懸命にやるが、やらない自治体はそれで終わってしまうため、要対協の好ましい具体案を示した方が良い。 ・ 要対協において、三層構造の中の個別ケース検討会議をどれだけ有効に機能させていけるかが、要対協の今後のあり方を左右するのではないか。 ・ 母子保健担当課や子育て支援課などが定期的に関連事業の事例検討やスーパーバイズを行い、お互いが情報や考え方を重ね合うことが大事。 <p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相談担当者と調整機関が同一人で多忙となっているため、役割の整理分担が必要。ただし、切り離すものでもなく、互いに関連しあうという難しさがある。 ・ 要保護の中にもいろいろと段階があることを明らかにする必要がある。 ・ 要対協の調整機関で、各相談窓口からの情報を集約しながら、多面的な状況の変化を共有して、役割分担をしながら家庭への支援が行われることが必要。 ・ いろいろな相談がある中で何がリスクが高いケースか分からず、台帳に名前が載っているだけで要保護児童などという状態になりかねないため、調整機関としてしっかりとした体制の中でどこまで把握できるかが非常に重要。 ・ ケース検討会議に機能を持たせるためには、市町村の強化を図ることが重要。児童相談所の連携も含めて指導力の強化が重要な問題。 <p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護児童対策地域協議会の専門職の配置について、嘱託や非常勤でも良いとされているが、夜間の対応などを考えると、そのような職員配置では問題がある。
5. 市区町村における総合的な支援体制の強化のあり方	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会資源の中には、行政や民間のもの、司法関係などの、福祉以外の社会資源などがあるため、全体の見極めが必要であり、市区町村での包括的な支援はどうあるべきかを考えることが必要。 ・ 社会・援護局から出ている「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」も見据え、それに対しても意見を言えるものを作ることが必要。(特にひとり親のワンストップセンターの構想については、ひとり親に限らず、家族機能問題として捉えるのではないか。) ・ 人材育成に関しては、一人一人の家庭のストーリーに付き合い、それを描ける資質とそのスーパーバイザーが必要。特に、町村では、地域で困ったときにどこに相談すればよいかとのコンサルテーションシステムが必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財政基盤に関しては、支援内容に関わらない基盤としての一律の補助金も必要だが、その上に実際に動いたものに対して財政が整えられるかという検討も必要。 ・ 保護を必要とする子どもたちのほとんどが十分な援助を受けられない状況も含めて、約9割以上の子どもたちが支援の対象になっていない状況をどうするか、今回の新たな社会的養育システムの形成が必要。 ・ 市区町村の人口規模に応じた標準的な職員構成を示していくことが重要。 ・ 市区町村のトップの意識と、国、県からの財政的な支援、人的な支援が不可欠。児童相談所から市町村への職員派遣や、市町村から児童相談所への職員の研修派遣などを進めることが必要。 ・ 市区町村と児童相談所との間で、情報を共有するための体制整備が必要。 ・ 人材確保ができるような財政の基盤の保障が必要。 ・ 地域の中でコーディネートできる存在が必要であり、長い期間にわたって関われる専門性がとても必要で、そうした人材がいることで支援がスムーズにいく。 ・ 中規模以上の市では、組織が大きくなるため、必然的に業務を振り分けてやらなければ機能しなくなるが、地域支援体制が縦割りで、有機的につながっていないことが課題。 ・ 子ども、家庭に関わる諸機関には様々な部署があるが、それぞれの勉強会というものを通して子どもたちを見てきた。(母子保健、保育、教育相談と) 全てを経験することができ、こういった継続性を持った勉強会がとても大事。
	<p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村職員は、経験を積んでも、全く違う部署に異動してしまうため、ジョブローテーションのあり方を示すことが必要。 ・ 市区町村を中心に支援を行うためには、児童相談所に市区町村を支援する部署を設けることが必要。 ・ ポピュレーションという観点から新しい社会的養育を考える時に、0～6歳の子どもは、何らかの形で保育所、幼稚園等を利用していることから、そのシステムをどのように、子どものアタッチメント形成を基本とする発達保障の場にできるのかが重要。 ・ 虐待を受けた子どもたちの発達課題の問題は、極めてその修正、修復が難しく、しっかりした養育、育て直しをしないと次世代につながってしまうため、この方略は丁寧に行うべき。 ・ 基礎自治体による支援は、全ての子ども家庭を対象とし、要対協や母子保健、施設などと連携を図りつつ実施することが必要。また、それを児童相談所設置自治体が横でマネジメントを行うことが必要。 ・ 子育て支援の中でも、足りない社会資源があることを議論しなければならない。 ・ 小さな地域では、母子保健コーディネーター、利用者支援担当者、調整機関のコーディネーターそれぞれが役割を自覚し、ケースマネジメントができている。大きな地域では、分野毎に分かれているため、連携するシステム作りが大事。 ・ 地域の子どもたちについては、地域の中できちんと調査し、どのような支援が必要か考えていくことが大事。地

区 分	主 な 意 見
	<p>域の実情は地域でしか把握できないため、そういった役割を果たすことが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役所の中には膨大な情報があり、それをどうやってどのようにネットを組んで情報を取れるかということが重要。 ・情報を取ることが難しいところだという発言もあったが、これは市町村が独自でやるべき一番大事な機能と考える。 <p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子手帳の交付については、保健師が産前産後のケアの支援がどこまであるのかなどを確認しながら行うことが大切。 ・家庭の状況の把握について、子育て支援課だけ、母子保健課だけ、学校教育だけではなく、相互できちんとした検討会を行うことが大事。分野を問わずして相談のワンストップサービスの構築が一つ大きなところ。公助だけではなく自助、互助、共助の仕組みを作っていくことが重要であり、子育て世代包括支援センターをどのように市町村が機能させていくかが重要。 <p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉士の実技免除の施設に、子供家庭支援センターが入っていない。そういうところの手当が職員の育成等の観点から非常に重要。 ・市町村に人材が流れるような方向を作れば良い。例えば社会福祉士になるためには市町村での研修を義務付けるなど。子ども家庭のソーシャルワークの基本が市区町村になるとしたら、そこで働くことはすごく重要になる。 ・市区町村に対する支援として、財政的措置や人の問題をどう考えるか議論が必要。
6. その他	<p><第1回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゼロから6歳の子どもの問題、つまり、保育園、幼稚園、幼児教育施設、認定こども園、そういったところにある子どもたちの問題が議論のマトーに入っていない。市町村のポピュレーションアプローチの中でもとても重要な課題であるため、ゼロから6歳の子どもたちの養育のあり方、そのシステムの問題等々についても議論いただきたい。 ・在宅における10代後半の支援というのは非常に困難なところがあり、施設入所している児童の自立だけが課題ではなく、市区町村における在宅支援の中で、10代後半の要保護児童や要支援児童への対応が、社会資源も乏しく、対応に苦慮しているので、内閣府で行っている「子供・若者育成支援」との制度のつながりも重要ではないか。 ・既に実施している施策が、新生児死亡などが減少していることの母子保健統計を見るだけで少し意味があるものだと分かる。こういった資料を使いながらいろいろなことを考えることが重要。 <p><第2回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の母子保健担当部署が前面に出て議論しなければ、在宅支援は立ち行かなくなる。 ・市町村で行っている子育て支援策の一覧を作成していただきたい。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方交付税交付金について、母子保健や児童福祉に関する部分での交付税がどの程度なのかお示しいただきたい。 <p><第3回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子育て世代包括支援センターは、機能設置でも良いとした場合でも、どの機関がどの内容を担うのか、住民に公示するなどの指導や推奨が必要。 ・ 児童相談所のスーパーバイザーは、児童相談所のみならず、市町村が持っているケースのスーパーバイズの責任も負った方が良い。 ・ 共通アセスメントシートは、チェックリストを渡して終わりではなく、市町村と児童相談所が共同で作成しなければならない。また、その使い方も、研修を通して、理解を進める必要がある。 ・ 虐待事例への対応は、多職種、多機関で対応しなければならない。共通アセスメントシートは個別ケース検討会議など、協議の際の共通の言葉として用いるべき。 ・ 共通アセスメントシートを、共同で作成することは現実的には無理だが、各機関で共通シートを持っていれば、第1段階のチェック漏れはなくなるため共通シートは必要。 ・ 共通アセスメントシートは、合同で会議をするタイミングと、初期アセスメントとケアプランを立てるときのアセスメントは分けた方が良い。 ・ 合同でアセスメントをして、ケアプランも共有する会議を持つこととし、拠点の機能とかませることが必要。 ・ 児童相談所の指導委託について、指導委託する場合は、ケアプランも共有して委託する。措置解除の時も含めてケアプランを共有できるようにすることが必要。児童相談所も地域と繋がるようにしなければならない。 ・ 具体的にどう連携するのか、実際の支援がどうおこなえるのか、自治体が責任を持ってやれることは何だ、責任を果たすとしたらどういうことを示す、共同の指針が必要。 ・ 指導措置の委託は、児童相談所の責任であり、支援計画も児童相談所が作らなければならない。通常の支援の場合には、市町村が中心となって、関係機関の共通アセスメントもあるため、別に考えた方が良い。
	<p><第4回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントツールは、初期アセスメントだけで良いのか。もう少しケースの全体の動きを見た中間的な、あるいは終結のところも含めたもので位置づけなければ、ケースの投げ合いに使われる可能性がある。 ・ アセスメントツールの説明資料について、市町村が行う継続的な支援も専門性が必要だが、この書き方は、児童相談所は専門性が高く、市町村は簡単なものというイメージを与えてしまう。 ・ アセスメントツールについて、緊急度のアセスメント、一時保護をするのか、しないのかというアセスメント、家庭復帰のアセスメント、妊娠から母子分離するかしないかのアセスメントなど、何をアセスメントするかが非常に重要。 ・ アセスメントツールは、目的ではなくてあくまでも手段であり、これを埋めることが目的化することのないようにすることが必要。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ アセスメントツールは、どこかの1機関だけで作成するものではなく、ケース検討会議等、関係機関で情報を集めあって、総合的に評価することが必要。 ・ 分野毎に言葉が異なるため、同じ言葉を使っていくという観点から共通のアセスメントが必要。 ・ アセスメントツールの説明資料について、市町村の下に要保護児童対策地域協議会が記載されているが、児童相談所も要保護児童対策地域協議会の一つのため、真ん中に記載すべき。 ・ ツールを作って終わりではなく、ツールをどう運用し、どう機能していくかというところも含めて、構想を持った方が良い。 ・ 東京都のアセスメントツールは、項目が入っていて、○をつければ確認ができる形になっている。真っ白なものに書き込むのは業務の負担が大きい。 ・ 初期と途中で別々にアセスメントツールを作成すると煩雑になるため、欄を2つぐらい設け、これに足していくなどの工夫をすることで継続的な動きも見られる。 ・ アセスメントツールは、これだけではだめだというのは大前提として、判断の見立てなどの際の1つのツールとして使いやすい。 ・ 背景によってリスクが異なるため、チェックリスト的にこの項目に該当するから重症などとは言えない。項目を入れ込んでチェックだけすれば良いというものではない。 ・ アセスメントシート例について、リスクレベルと書いてあるが、既に子どもが傷ついている場合もあるため、リスクレベルではない。 ・ 人を育てていくという意味では、一定の指標になるものがあることは重要。相談員は、早ければ1年、2年で異動している現状があり、全く相談業務をしたことがない者が最前線に出ることもあるため、一定の標準を保っていくというところでは必要。 ・ 市町村や児童相談所が期待しているのは、これで全部が振り分けられるという共通アセスメントのツールであって、押しつけにならない仕組みを作るものではないのではないか。 ・ アセスメントツールについて、12月中旬発出することで、全体像が見えない中でそこだけがひとり歩きしてしまうことが懸念される。 ・ 国からの技術的助言は、非常に重みがあるため慎重に検討していただきたい。 ・ 関係機関において、同じようなアセスメントツールを持ったほうが良いということは共通理解が良い。 ・ 支援拠点の整備と児童相談所の整備で二重投資になってしまうことが懸念される。 ・ 中核市や23区が児童相談所を作るときにネックになるような制度があるため、そこの議論が必要。
	<p><第7回></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 共通リスクアセスメントツールは、虐待のあり・なし・不明となっているが、虐待があるかないかのアセスメントなのか。何をアセスメントしているものなのかを明確にすべき。 ・ アセスメントツールの記載について、不適切な養育=ネグレクトではないので、ネグレクトと記載すべき。

区 分	主 な 意 見
	<ul style="list-style-type: none"> ・ リスクアセスメントツールは、ニーズアセスメントも議論した上でセットで出すべきではないか。 ・ 子どもの状況や養育者の状況をポイントとして捉えて、これをしっかりと見ていくことがニーズにも繋がるという意味では非常に重要なことであり、先に出すのもありではないか。 ・ 子どもの傷つくおそれや危惧なども記載できると良い。 ・ 性格・行動面の特徴として、学齢児の例もバランス良く記載できると良い。 ・ アセスメントシートがどういう場面で誰が議論して作られた物かを書く欄が必要。 ・ リスクアセスメントツールでは、リスクしかアセスメントされない。具体的な支援の方策という欄を設けた方が良い。 ・ 状況例については、発達年齢に合わせた分類を作ることが必要。